

平成29年度第1回

新宿区みどりの推進審議会議事録

平成29年5月31日（水）

新宿区 みどり土木部 みどり公園課

平成29年度第1回新宿区みどりの推進審議会議事録

平成29年5月31日（水）

午前10時～午後零時11分

区役所本庁舎6階 第二委員会室

1 開 会

2 審 議

- (1) 保護樹木等の指定及び解除について
- (2) 新宿区みどりの基本計画の改定について

3 報 告

- (1) 平成28年度第1回新宿区みどりの推進審議会小委員会の審議経過及び結果について
- (2) 新宿区生き物調査の結果について

4 連絡事項

5 閉 会

○配付資料一覧

- 1 新宿区みどりの推進審議会委員名簿（第13期）
- 2 保護樹木等の指定及び解除について
- 3 指定及び解除審議対象樹木の写真（※回収資料）
- 4 新宿区みどりの基本計画の改定について
- 5 平成28年度第1回新宿区みどりの推進審議会小委員会の審議経過及び結果について
（※写真は回収資料）
- 6 新宿区生き物調査の結果について
- 7 新宿区みどりの条例及び同施行規則
- 8 みどりの文化財（保護樹木等）ガイドブック
- 9 新宿区みどりの基本計画（※回収資料）
- 10 新宿区みどりの実態調査報告書（第8次）（※回収資料）

出席委員 13名（欠席2名）

会 長 熊 谷 洋 一
委 員 池 邊 このみ
委 員 吉 川 信 一
委 員 渡 辺 芳 子
委 員 丹 羽 宗 弘
委 員 小 島 健 志
委 員 鶴 田 由美子

副会長 興 水 肇
委 員 斎 藤 馨
委 員 武 山 昭 英
委 員 小 野 栄 子
委 員 間 座 和 子
委 員 藤 田 茂

◎開会

みどり公園課長 それでは皆様おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから平成29年度第1回新宿区みどりの推進審議会を始めさせていただきます。委員の皆様には大変お忙しい中、御出席いただきましてまことにありがとうございます。

私は、本日、事務局を務めさせていただきます、みどり公園課長の依田です。どうぞよろしくお願いたします。座って説明させていただきます。

まず初めに、この4月に区職員の異動がありましたので御紹介させていただきます。

前任の野崎みどり土木部長が3月末で退職になりまして、4月から新たに就任いたしました田中みどり土木部長です。

みどり土木部長 田中でございます。どうぞよろしくお願いたします。

みどり公園課長 続きまして、前任の柴田みどりの係長が異動となりまして新たに就任いたしました佐藤みどりの係長です。

事務局担当 佐藤でございます。よろしくお願いたします。

みどり公園課長 それでは田中部長から一言御挨拶をよろしくお願いたします。

みどり土木部長 本年4月からみどり土木部長に就任いたしました田中でございます。これまで、いろいろと部署を回ってきまして、公園みどり関係というのは、土木課長ということで、十数年前に就任して2年ぐらいやっておりました。そのときにはそういうところの業務に携われれば、葉っぱを見れば樹木の種類がわかるのかなんていうことで頑張りましたが、なかなかまだそこまで精通しておりません。今後、いろいろとみどり公園関係勉強していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

みどり公園課長 どうぞよろしくお願いたします。

なお、田中部長ですが、この後の予定の関係がありまして、11時20分ごろ退席させていただきます。よろしくお願いたします。

それでは、開会に先立ちまして、本日の審議会の傍聴の許可と資料の公開についてお諮りしたいと思います。

本日は、現時点で傍聴を希望される方がお見えになっておりませんが、事務局といたしましては、本日の審議内容から、公表しても支障はないと思われるため、公開とさせていただきます。委員の皆様のお了承をお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

みどり公園課長 ありがとうございます。

本日の資料ですが、資料3及び資料5の指定及び解除審議対象樹木の写真につきましては、個人情報が含まれるため非公開としまして、それ以外は公開とさせていただく形で御了承をお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

みどり公園課長 新宿区みどりの推進審議会は、新宿区みどりの条例第27条に基づきまして、新宿区におけるみどりの保護と育成に関する重要な事項を調査審議するための区長の附属機関です。このため、皆様の御発言につきましては、みどりの推進審議会議事録として、区のホームページにて公開されます。あらかじめ御了承願います。

なお、本日の会議でございますが、12時を目途に終了したいと考えております。よろしく御協力のほどをお願いいたします。

ここで、マイクの使用方法について御説明いたします。御発言の際にはお手元の4番のボタンを押してください。発言が終わりましたら5番を押して終了していただきたいと思えます。

それではこれより議事進行を会長にお任せしたいと思います。

熊谷会長、よろしくをお願いいたします。

熊谷会長 はい、かしこまりました。

このところは余りにも暑くて、異常気象が続いているので皆さん大変だと思いますけれども、こういうときこそみどりの重要性が、多分区民の方もよくおわかりになっておられるんじゃないかと思います。本日は、今期13期の委員の方々の最後の審議会です。次回からは14期の審議会となります。皆様には引き続き委員として事務局のほうからお願いされることもあろうかと思いますが、本日は今期最後の審議会ということでございますので、ぜひ^{きたん}忌憚のない御意見をいただきたいと思えます。よろしくをお願いいたします。

それでは、これより平成29年度第1回の新宿区みどりの推進審議会を開会させていただきます。

初めに、事務局より本日の出席状況について報告をお願いいたします。

みどり公園課長 本日の委員の出席状況について御報告いたします。

本日は渋谷委員、椎名委員から御欠席の連絡をいただいております。このため本日は15名中13名の出席により、審議会は成立しております。

熊谷会長 ありがとうございます。

次に、本日の資料について説明をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは皆様のお手元にごございます資料について御説明いたします。お手元の資料を御確認ください。

まず議事次第が1枚。資料1としまして、みどりの推進審議会の委員の名簿がございます。続きまして資料2としまして、保護樹木等の指定及び解除について、こちらがA4の1枚になります。資料3としまして指定及び解除対象樹木の写真、こちらがカラーで3枚、こちらは後ほど回収させていただきます。続きまして資料4です。新宿区みどりの基本計画の改定について、この冊子が1部になります。続きまして資料5です。平成28年度第1回新宿区みどりの推進審議会小委員会の審議経過及び結果について1枚の資料と、あと写真が1枚、写真のほうは後ほど回収させていただきます。続きまして資料6です、新宿区生き物調査の結果についての冊子になります。資料7としまして、新宿区みどりの条例、同施行規則になります。そのほか資料8としまして、みどりの文化財の保護樹木のガイドブックの冊子、そしてみどりの基本計画の冊子、またみどりの実態調査の冊子をお配りさせていただきます。

資料の不足等がございましたら事務局までお知らせ願います。

熊谷会長 いかがでしょうか。不足、あるいは御質問がありましたら、よろしいでしょうか。

◎保護樹木等の指定及び解除について

熊谷会長 それでは、議事を始めさせていただきます。

本日の審議事項は保護樹木等の指定及び解除についてと、みどりの基本計画の改定についての2件でございます。

実は3月に、保護樹木等で指定解除を急ぐ案件が生じたことから、^{きゅうきよ}急遽小委員会を開催させていただきました。つきましては本日の報告事項にあります小委員会の御報告をまず先にさせていただきたいと考えておりますがいかがでしょうか、よろしゅうございますでしょうか。

その報告の後に、引き続き本日の議題となっております保護樹木等の指定及び解除について御審議をお願いしたいと思います。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、本日の報告事項であります小委員会の報告からさせていただきます。

前年度の末になりますが、保護樹木で指定解除を急ぐ案件が生じたことから^{きゅうきよ}急遽小委員会を開催させていただきました。本日は小委員会での審議の経過及び結果について御報告させていただきます。

資料の中ほどにあります資料5をお開けください。ちょうど真ん中当たりでございます。

小委員会における審議経過及び結果についてということですのでよろしいでしょうか。

小委員会の開催ですが、平成29年3月14日火曜日、3時50分から4時38分まで行いました。場所は戸塚地域センター地下1階の集会室1になります。出席委員は記載の7名の方に出させていただきました。

以下の小委員会の了承を得た内容につきましてパワーポイントで簡単に説明させていただきます。

保護樹木の解除について了承を得た内容になります。

保護樹木の解除が1件で解除本数2本、そして保護生垣が解除1件で、解除延長が21メートルになります。

最初に保護樹木の指定解除について御報告いたします。

若葉二丁目のイチョウが2本になります。どちらも墓石に食い込んだ樹木が墓石を倒す危険性が高くなり対応も限界に達したという理由でございます。

こちらがイチョウの様子です。

このように根元が墓石にかなり食い込んでしましまして墓石のほうも少し傾いたり、モルタルで補修したりとこういった状況になっております。対応も限界になっております。

こちらが2本目ですが、こちらも根元がこのような状況で同じ状況になってございます。

次は、保護生垣1件の解除でございます。

西落合四丁目のサワラの生垣です。建築計画の支障になるため、また細街路拡幅でセットバックの位置に当たるため解除ということで御審議いただきました。

こちらがサワラの生垣になります。建築計画のために解除ということになります。

以上、保護樹木2本と生垣1件の解除について小委員会で審議、御了承いただきましたので、報告させていただきます。

以上です。

熊谷会長 ありがとうございます。ただいまの小委員会の御報告について何か御質問がございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

小委員会では、できるだけ指定の解除は慎重にやるべきだという前提のもとに、いろいろ、より詳しい情報を分析しながら御審議いただきました。今日ごらんになったように、明らかに墓石を押しており、それから樹勢も大分衰えているというようなことで、2本の樹木については指定解除やむなしということで、今、ちょうどスライドがごらんになれると思いますけれども、奥のほうはセットバックされておりますけれども、あそこと面を並べて道路のセットバックの規制と言いますか、それに引っかかるということもございまして、この際、解除、これもできるだけ何とかならないかということをしていろいろ審議をしていただいたんですけれども、最終的にやむなしということで決定させていただきました。

それでは、よろしければ、保護樹木等の指定及び解除について御審議をいただきたいと思っております。

みどり公園課長 それでは、保護樹木等の指定及び解除について、担当係長のほうから御説明させていただきます。

事務局担当 それでは引き続きまして、私佐藤のほうから御説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

29年度の審議における保護樹木等の指定及び解除について御説明をさせていただきます。資料2をごらんください。

公有地の保護樹木の指定並びに民有地の保護樹木等の指定及び解除について、それぞれパワーポイント、映像を使って御説明をさせていただきます。

それではパワーポイントをごらんください。

前回の小委員会後、3月15日から、本日5月31日までの保護樹木等の指定及び解除になります。

公有地の保護樹木指定件数が1件、9本、民有地に関する保護樹木が指定件数3件、11本、解除件数が3件、6本、保護樹林、保護生垣に関しては指定のほうはございませんが、保護生垣に関しまして、解除1件、18メートルという形での申し出がございました。

まず、公有地の保護樹木の指定について御説明をさせていただきます。

戸山一丁目、国立国際医療センターになりますけれども、27年、28年に指定した樹木が4本あり、そちらのほうに追加で9本指定をしたいという形でお申し出をいただきました。

では1本ずつ御説明をさせていただきます。

まず場所ですけれども、医療センターの敷地のところに、もともと指定されている樹木がこのあたりに1本と、このあたりに3本ありますけれども、この敷地のまた違う場所で9本

指定という形でお申し出をいただきました。

まず1本目ですけれどもケヤキになります。幹回りが2.2メートル、1.3メートル、1.3メートルという3本立ちの樹木になります。生育の状況も良好でございます。

2本目になります。エノキの木になります。高さが11メートルありまして、幹回りは1.24メートル、1.74メートルの2本立ちになります。生育の状態は良好でございます。

3本目の候補となります。ヒマラヤスギ、高さは15メートルあります。幹回り1.9メートルのものになります。ちょっと写真が根元の様子見えにくいかもしれませんが、いい状態で良好に生育しております。

候補4番目、こちらもヒマラヤスギになります。高さが15メートル、幹回りが1.8メートルのものになります。生育の状態は良好でございます。

5本目、これもヒマラヤスギになります。高さが15メートル、幹回りが2.47メートルで少し施設に近い位置に立っておりますが生育の状況は良好でございます。

6本目、こちらはソメイヨシノになります。高さが12メートル、幹回りは1.66メートルと1.47メートルの2本立ちになります。これも少し施設に近いところがございますが生育の状況は良好でございます。

次に7本目になります。こちらはイチョウ、高さは17メートル、幹回りは2.37メートルになります。

8本目、こちらもイチョウになります。ちょっとほかの木の枝とかぶっておりますがわかりにくい状況ではございますが、高さは17メートルございまして、幹回りは2.04メートルでございます。生育の状況は良好でございます。

医療センターの一番最後9本目の候補の樹木となります。こちらもソメイヨシノになりまして、高さは10メートル、幹回りは1.49メートルでございます。こちらは先ほどのソメイヨシノよりは少し若い木になります。

国際医療センターの公有地の保護樹木の候補は以上となります。

引き続き、民有地の保護樹木等の指定に関して1本ずつ御説明をさせていただきます。

まず候補ですけれども、3件、11本ございます。

1件目が中井二丁目で9本、2件目が弁天町でクスノキ1本、3件目が若松町でソメイヨシノが1本という形でございます。

まず中井二丁目の候補になります。

まず1本目ですけれどもソメイヨシノになります。高さは10.5メートル、幹回りは1.98メ

ートルございます。ちょっと建物が近い位置にはございますが生育状態は良好でございます。ちょっとわかりにくいんですが、これが先ほどのサクラの開花状況、こんな感じで咲いていたという写真でございます。

2本目、これはスダジイになります。高さが13メートルございまして、幹回りは2.05メートルでございます。

候補で3本目、こちらがムクノキになります。高さが13メートル、幹回りは2.09メートルになります。

候補4番目、こちらはクヌギの木になります。高さが15メートルございまして、幹回りは1.54メートルございます。

候補5番目になります。こちらはイチョウの木になります。高さは16メートルありまして、幹回りは1.58メートルございます。ちょっと根元のところ皮に傷があるんですけども、両側きちんと巻き込みが始まっておりまして生育の状態は良好でございます。

候補6番目、こちらはケヤキの木になります。高さは11メートルありまして、幹回りは1.51メートルございます。

7番目の候補はイチョウの木になります。高さが12メートルありまして、幹回りは1.65メートルございます。ちょっとほかのつるといふか絡んでおりまして、わかりにくいんですけどもイチョウの木になります。

候補の8番目、こちらイチョウになります。高さは12メートルございまして、幹回りは1.46メートルほどございます。

中井二丁目はこの9本という形になります。

ちょっとここで少し補足をさせていただきますが、こちらは昭和48年に一度個人宅で保護樹木になっていた樹木が、その後の建築計画後に残ったものと、その当時、まだ保護樹木ではない大きさだったものが今回指定したいという形で再度お申し出をいただいたものになります。建物に近い位置に樹木があるというのは、そういった理由があるということだけ補足で説明させていただきます。

それでは2件目の候補の御説明をいたします。

こちらは弁天町にあります樹木になりまして、クスノキになります。後ほど、こちら実は同じお宅で解除の申請も1本出ているのですが、その際にちょっと家の近い位置にあるクスノキではあるんですけども、こちら非常に生育の状況が良好ということで保護樹木の指定候補とさせていただきます。高さは9.3メートルございまして、幹回りは1.46

メートルございます。

3件目は、若松町のソメイヨシノになります。道路沿いにある形になるんですけども、高さが8.5メートル、幹回りは2.36メートルございます。根元、こういう形で少しぼこぼこはしておりますが、生育の状況は非常に良好でございます。

保護樹木の指定の候補の樹木に関しての説明は以上となります。

引き続き、保護樹木等の指定解除のお申し出に関して御説明をさせていただきます。

まずは保護樹木の解除のお申し出になります。今回3件、6本のお申し出をいただいております。

まずは、先ほどクスノキの指定の件について御説明をさせていただきましたが、同じ敷地においてイチョウの木の解除の申請という形で1本出ております。

次に下落合四丁目でサクラの木が1本解除の申請が出ております。

3件目は西落合二丁目で建築計画の支障になるということで4本メタセコイヤの木の解除申請が出ております。個別に1本ずつ御説明をさせていただきます。

まず弁天町のお宅のイチョウの木になります。高さは今は6メートルございまして、幹回りは1.5メートルございます。これ葉っぱがついているように見える写真なんですけど、これは実はナツツタがほぼ枯れているイチョウの木にはい上っているという状況でして、実はイチョウの枝は人間の指ぐらいのサイズのものが数本出て生きているだけということ、ほぼ瀕死ひんしと言いますかそういった状況でございます。上のほうを見ていただくとわかるかと思うんですけども、こういう形でもう枯れていっているような状況でございます。

こちらはレジストグラフでの確認をいたしまして、腐朽が進んでいるところは、この赤い部分だけで、材そのものはまだまだしっかりはしているんですけども、ただいかに生きているところが非常に少ないという状況でございます。

続きまして2件目、下落合四丁目のお宅のソメイヨシノでございます。道路際にございまして余り葉っぱもついていないという状況がごらんいただけるかと思えます。

こちらレジストグラフによる測定をしたんですけども、下に書いてあるとおりでんですけども、もう材の腐朽率が87%と腐朽が進んでいる状況で、いつ倒れてもおかしくないようなサクラの木ということで、今回解除の申請がございました。

次3件目、西落合2丁目になります。こちら、今ここで建築計画の図面になるんですけども、保護樹木として指定しているのが並木というか同じような形状でメタセコイヤが植わっているものうち、建物の計画にかかわるこちらの4本、こちらを解除したいということ

でお申し出がございました。道路際ということでかなり強い^{もんでい}剪定が施されておりますが、並木状にそろった景観を周囲に提供していたんですけれども、こちら右側からH23の21、22、23、24という保護樹木、それぞれ高さは全て18メートル、一番右のこちらが幹回り1.87メートル、H23-22というのが幹回りが1.81メートル、こちらが幹回り1.45メートル、H23-24、これが幹回り1.81メートルという形になりますけれども、こちらが建築計画に伴う解除ということで申請がございました。

引き続きまして、保護生垣で1件解除の申請がございました。理由は、もう生垣が衰弱をしましておりまして、もう生垣としての形をなしていないということでございます。百人町二丁目での案件でございます。写真を見ていただくとおわかりいただけるかと思うんですが、指定の段階では、このフェンスを通り抜ける形で外側に樹木、枝が伸びておりまして、いい景観を形成していた生垣なんですけれども、今はもうフェンスのほうが目立つような、こういった形で余りよろしくない状況ということもございまして、今回解除の申し出がございました。指定時の高さは1.8メートル、長さが18メートルでの申請をいただいておりますが、こちらを解除ということでお申し出いただいております。

保護樹木等の指定及び解除に関する御説明は以上となります。

熊谷会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局より説明をさせていただきました保護樹木等の指定及び解除について御質問及び御意見があればお伺いしたいと思いますのでどうぞよろしくお願いたします。

吉川委員お願いします。

吉川委員 いろいろ御説明ありがとうございます。ただ、今写真で見たのではっきりわからないのですが、指定されたもので建物とかなり接しているような感じがちょっと写真でわからないので質問させていただきますが、これ根元だとか、建物との空間の距離だとか、その点実際にはどうなんでございますか、大丈夫なのか心配で、写真で見た限り心配でございましたので質問させていただきました。よろしくお願いたします

熊谷会長 はい。

事務局担当 実際に調査した私のほうからお答えさせていただきます。

家はかなり近いんですけれども、家の壁から1メートル弱ぐらい。ただ木造の建物で基礎もそんなに大きくないです。根張りは向こう側が見えないんですけれども、建物のほうの基礎の近くまでしっかり根が張っています。家の方が随分^{もんでい}剪定をされているのでよい管理はされているのかなと思います。茂りは2階建ての屋根の上のほうの外側に茂りが出ているので、

生育状況も問題ないのかなということで御審議いただくような形にしました。ということです。

吉川委員 ありがとうございます。

以上です。

熊谷会長 ほかにどうぞ。丹羽委員。

丹羽委員 医療センターの件なんですけれども、指定でも本数がふえるのは喜ばしいことなんですけれども、ただなぜ今になって指定樹木になったのかよくわからないのですけれども、そこら辺はどういう経過で、今回指定樹木の申請が出たのか、そのところはどうか教えていただきたい。

熊谷会長 ありがとうございます。この経緯については、おわかりにならない委員の方もおられると思いますので、事務局のほうから少し丁寧に経緯を説明していただけたらと思います。

みどり公園課長 ではちょっと説明をさせていただきます。

公有地の保護樹木に関しましてはみどりの係のほうで、実はいろいろみどりの実態調査をしたときなどに大きい木があることを公有地のほうでも調べさせていただきますので、そういったものを指定したいということで、実は勧誘というところなんですけれども、最初お声をかけさせていただいて、そういった形で一番最初指定にこぎつけたようなところもございます。

医療センターさんも非常に皆さんの出入りするところの大きい木をまずどうだろうということで指定をさせていただいたところ、実は今回は、病院さんの側から、先方様からもっといっぱい保護樹木のサイズの木がありますよということでお申し出をいただきまして、そういったお申し出いただいているということですから、ありがたく、こちらも追加で指定させていただこうかなということでお諮りさせていただいているという状況でございます。

熊谷会長 はいどうぞ丹羽委員お願いいたします。

丹波委員 そうすると、こういうケースもあり、指定の申請がないまま伐採されたらそのまま、結局区全体の樹木の本数というのはそこで失っているという感もあるわけなんですけれども、何かそのところで指定されないものに対しての状態を把握できる方法というものはないものですか。

熊谷会長 事務局からも補足してもらいますけれども、私の知っている限りで御説明いたします。

一つは、私この審議会が始まった最初のときからもう20年以上、13期ですから26年やって

おり経験があるのでお話しをさせていただきたいと思っておりますけれども。

これはいわゆる土地所有の問題と管理が絡まる複雑な事情があります。国有地とか、あるいは所有地いわゆる公有地と私有地を一括でいろいろ指定したり管理するには大変ハードルは高いところがございます。当初は国有地は国に任せておけと言われてますし、それから公有地については、公有地の所管部署がきちんと管理しているからということもございました。区はそういうところまで手を出すなど、私有地だけ、あるいは区有地だけについて審議をすればいいんだと。これは保護樹木にしますと、あるいは保護樹林にしますと、あるいは保護生垣にしますと区からそれなりの補助金を出すということになりますと、これは区民の区税を使ってというようなこともございますし、それでかつては、所有地のみどりについて、審議会としては、そのみどりを非常に重要だというようなこともございましたんですが、都は勝手に伐採してしまったということで、これは新聞にも一時載ったんですが、つまり区は何をしている、区の審議会がありながら何をしているんだというような、そういうような論議も少しあったんですが、その当時は土地所有の制約から手が伸ばせませんでした。ここ数年みどりに対する関心が、これは日本全体で上がってきたということもございまして、それから市民、区民の皆さんの関心が非常に高くなってきましたので、できるところならば公有地のほうも協力しようというような、そういうやっと土壌は整ってまいりました。

今回の件についても、実は最初からここから申し出があったのではなくて、先ほどの現地を説明していただいた事務局の城倉さんがすごく熱心にいろいろ区内を見て回ってくださって、そしてあそこの樹木はぜひ指定をしたらいいんじゃないかということで、区から所有者の方へ連絡をとっていただいて、それを受けてわかったということで申請をしていただいたということでございます。

皆さんよく御存じでしょうけれども、四ツ谷のところに昔の大本営、自衛隊でございますよね、あの中に立派な木いっぱいあるんですけれども、あれがなかなか私はぜひ指定をさせてもらいたいと思っておるんですけれども、次の課題はああいうところを指定できれば、大変区全体の緑の量と質を保てるんですけれども、まだそこまでは力及ばずのところでございますけれども、こういう社会状況でございますので、多分うまく交渉すれば防衛省になりますけれども、防衛省も協力をしてもらえないんじゃないかというようなことで、今後は、ぜひ審議会委員の皆様の御協力を得ながら、その辺を審議会としてみどりの確保に努めてまいりたいなと思っております。

丹羽委員、大変いい御質問をしていただいて、ですからこの公有地のみどりも27年度から

いですかやっと思えるようになりまして、ですから今回は3年度目といいますか、ようやく理解がふえてまいりました。

そんな状況でございます。

丹羽委員 ありがとうございます。

熊谷会長 事務局から何か、はい。

みどり公園課長 今、会長からも御説明いただきましたから、引き続き公有地の指定については、頑張ってまいりたいと思います。250平米以上の敷地では、緑化計画書の提出を義務づけておりますので、その中でも公有地、民有地問わず全部出てきますので、貴重な木があったら保存を呼びかけていきたいと、努力してまいりたいと思います。

熊谷会長 吉川委員。

吉川委員 ただいま、会長からありがたいお話を聞かせていただきまして、昔の大本営のあったところでございます、よく門前には憲兵がピストルをぶら下げて、あそこで立ちまわっていたわけでございますけれども、外から見て、確かに立派な樹木がある、そういうことでわかるんですが、確かに樹木があるということでございますので、なかなか中に入れさせてもらえない、純粋な意味での観察ということで、愛好者にでも中を見させていただけることはできないのかなと常々思っているのですが、お祭りなんかで開放されたときも、もう道順が決まっちゃってございまして、その道から外れて中を回ることではできませんので、一度なんかいい機会をこしらえてぜひ観察をさせていただきたいなと思っておるのでございますが、そういうあれに関してはいかがなものでございましょうか。

熊谷会長 多分おっしゃるとおりで、あそこの中に結構すばらしいサクラなんかもあるんですよ、だからお花見の時期なんかそこを上手に開放してもらえれば、区民の皆さんも花も楽しむし、それから防衛に関しての関心も非常に高まると思うんですけれども、わかりました。ただ、一気に区民の皆様にもそういう場所指定の公開というのではなくて、できれば中に自由に散策できるような、というようなことも、難しいですかね。防衛上の秘密とか、いろいろあそこに、昔で言えば軍事上のシークレットの部分ありますから管理をするのも大変でしょう。ただおっしゃる意味はよく理解できますので、とりあえず事務局と、あるいは区のほうとも少し調整をさせていただいて、まずはみどりの推進審議会委員の皆様の中で何人かについて、あその敷地内を少し勉強のために見せていただいて、それでまず少なくとも審議会委員の方はどういう状態なのかについては理解をしていただくようなことをまずトライしてみたらどうかというふうに私は思いますので、ちょっと私今の思いつきで申しわけないで

すけれども、これから部とも、それからできれば区長とも、ちょっと相談をさせていただいて、吉川委員にはぜひ中に……

吉川委員 期待しております。

熊谷会長 どうぞ武山委員お願いします。

武山委員 防衛省市ヶ谷駐屯地基地の友の会の副会長をやっているものですから、中のほうは業者が入っております、ツアーがあって応募者がいれば普段入れます。3時間コースであれば三島由紀夫さんが自決したところの記念館や時間がある方は記念碑がありますサクラのほうにずっと中を通ってみることができます。そうすると外の様子は全部一目瞭然という形で見られますので、建物の中に入るのだけ許可書は要りませんが、外を見るのはそういったツアーで十分観察はできます。

熊谷会長 ああそうですか。

武山委員 ただし今、PAC3（パックスリー）が中央に控えておりますので、ちょっとグラウンド回りのサクラは見れませんけれども、一番サクラが多い公園のほうは自由に、メモリアルパークですか、あちらのほうは十分見ることはできます。一般に開放しているという形になります。

熊谷会長 ありがとうございます。正確には何という会議ですか。

武山委員 市ヶ谷自衛隊友の会。

熊谷会長 友の会。

武山委員 はい。近隣町会の町会の方を1班として、今30班、400名ぐらい方の団体です。

熊谷会長 武山委員は会長。

武山委員 副会長です。

熊谷会長 会長はちなみにどちらですか。

武山委員 牛込と四ツ谷と交代です。今は牛込のオカドというのが会長です。

熊谷会長 わかりました。

どうぞ。

吉川委員 毎日防衛省の入口で団体が待っているんですね、あれツアーでも見られるんですか。

武山委員 そうです、ツアーでも見られます。

熊谷会長 まず吉川委員ツアーに1回参加していただいて……

吉川委員 そうなんでございますか。

武山委員 一応ツアーで自由に見られますから、無料ですし。

吉川委員 ツアーで。

武山委員 はい。

吉川委員 どうもありがとうございました。

熊谷会長 ほかに何かございますか。はいどうぞ、間座委員、よろしくお願いいたします。

間座委員 2つについて申し上げたいと思います。

1つは、今見て回るということに関連したことで、審議会委員のアクションみたいなものを起こされたらいいだろうかなと思ひまして、新宿区をくまなく、しょっちゅうではないですが、ある定期的に交代で観察、もしくは見て回る、なんかそのようなことはいかがかなと思ひました。

それから2つ目は解除についてなんです、私はこの審議会に参加させていただくことになってまだ日があそうございますので、もう皆さん周知のことであつたり、あるいは当たり前のことであつたり、そういうことになると思うんですが、解除に関して、2番目の平成6年指定年度になったソメイヨシノなどは、朽ちるまでの対策みたいなものはなされなかったのかと私は思ひます。腐朽が進行しておつたということまでつかんでいるわけですから、何かできなかったのかしらと思ひます。生物のことでございますから朽ちるときは朽ちるのでございましょうけれども非常に解除になる植物がなんかかわいそうで仕方ありません。

それとついでですが、やむを得ないんでしょうけれども、建築計画の支障になった植物はどこかに移植なんかできなかったのかなんて思ひますが、そんなつまらぬことを考えたんですが。

以上でございます。

熊谷会長 ありがとうございました。大変これも貴重な御意見で、多分そういう御疑問をお持ちの委員の方もほかにもいらっしゃると思ひますので、ありがとうございました。

まず2番目のほうで御質問になった、解除した樹木が平成6年で比較的新しいのになぜ解除するんだ、その理由をもう少し詳しく知りたいという、そういうお話と、それからその次に、メタセコイヤの列状の大変立派な樹木、これは事務局のほうからは、景観的にもすばらしいという御意見あつたんですけれども、あれが建築計画にかかっているとはいえ、そのまま残せないとしても移植できないのかと、そういうような御質問だと思ひますので、その辺について、事務局のほうから御説明をお願いしたいと思ひますが。

事務局担当 それではお答えします。

まずソメイヨシノですけれども、今4年ほど前から新宿区の保護樹木1,000本余りについて、1本、1本、全部調査をしているところです。調査の段階でわかれば何か対策はとれるんですけれども、まだ調査をしていなかった樹木で、半年ぐらい前に大分調子が悪いというお話をいただきました。昨年11月です。その時点で私ども調査に行きましてレジストグラフもその時点でやりました。ただもうその時点で87%、そのくらい腐朽が進んでいるということ。それから道路のすぐ近くにあるということで、かなり倒れる可能性が高いので、若い枝が1本出ていて元気な枝が1本あるんですけれども、全体から見ればほとんど枝がないということで、非常に倒れる可能性が高いということで、根元も家を建てかえられたようで、コンクリートで固められていたり、根を張る空間も余らないということで回復が見込めないという判断いたしまして、ただ11月だったので元気な枝が1本あったので、本体的には太くて枝の数が少なかったものですから、すぐに倒れないだろうということで花を見てから撤去してもらおうということで、半年待っていただいて今回諮りました。サクラの花も咲いたんですけれども、ほかにあるサクラみたいにたくさんの枝がないのできれいに咲かないんですけれども、一応咲いてそれが咲き終わったということで、今回、解除申請ということになりました。古い木は条件が途中で悪くなるとなかなか回復の見込みがなくなってしまうのが現状で、若いうちですといろいろな対策方法があるんですけれども古くなるとなかなか根元の条件も悪くなってきたりして回復の見込みがなくなっているような状況でございます。

それからもう1本、建築計画の話ですけれども、これも半年以上前から話がありました。大手の損保会社の敷地なんですけれども、以前に古い建物が建っていて、それを解体する工事のときに、できれば全部撤去したいというお話がありましたので、そのときに話をして、いやなるべく残すようにしてくれということで解体時には切らずに済みました、ところが今度建築計画をしたときに全体的に建物が建つんですけれども、左側のほうは余裕があるんですけれども、右側のほうは北側斜線の関係があって必要建物を建てるようになるべく前に出さなきゃいけない、もうちょっと後ろに本当は建てていただきたいかったんですけれども、前に出さざるを得ない。赤い枠の中に敷地ぎりぎりまで地下空間まで掘削をするということでどうしても切りたい。移植もなかなか前面のところ、一番下の写真ですけれども、擁壁が1メートルちょっとありまして、そこに近いところで根鉢がなかなかとれないということもございまして、撤去もやむなしかなと。この列植以外に敷地内にあと2本ヤマザクラと、ちょっとこれには書いてない左側の列植のすぐ上のところなんですけれども、モミジ、2本保

護樹木があるんですけども、それは移植をして対応していただけるということになりましたので、移植は審議事項ではないので今回出さなかったんですけども、努力はしていただいています。残りあと16本列植状のものが残るんで、この程度ならやむを得ないかなという判断をしたところでございます。

熊谷会長 間座さんいかが、よろしいですか。

間座委員 はいありがとうございました。

熊谷会長 それから最初の審議会の委員の方にも、保護樹木と新宿区のみどりについて、きちんと現地視察をする、そういう機会が必要ではないかという御意見なんですけれども、これもごもつともな御意見で、何かみどりの審議会として、イベント的な大きな変更のあるときには、これまでも何回か視察も行いました。例えば、おとめ山公園、あそこは大変区としては、私有地を購入して公園を広げるとか、いろいろなことで大きなことのできましたので、これはということで現地調査に伺いました。その際にあわせて近くの保護樹木を見せていただくとか、こういうこともございましたので、できれば次の14期からは、2年間に少なくとも1回は皆様の御希望があれば、本来ならば1,000何本全部見ていただく必要があるかと思えますけれども、なかなかそれは難しいので、それなりに問題になっている場所とか、あるいは場合によっては、先ほどの防衛省の敷地内とか、それから新宿御苑なんかも参考に見ておいていただくと大変いいかなと思いますし、半日のコースで視察を企画できればと思いますので、特に審議会委員としてそういう御要望が強く出たということでございますので、ぜひ次回からその点については、次回の審議会委員のメンバーに申し送りたいと思いますので、よろしいでしょうか。

(「よろしくお願いします」と呼ぶ者あり)

熊谷会長 ありがとうございました。

ほかに何かございますでしょうか。渡辺委員お願いします。

渡辺委員 私、時々医療センターに行っているんですけども、あんなに敷地が広いというのを知らなかったんですね。もし、きょうの日を迎える前にこんなことをしたいと思っているけれどもいかがですかというのがあったら、医療センターのもので見たりとか、そういう機会があったと思うのですが、まさかこんなにたくさんの本数指定されると思わなかったもので、あったらちょっとお知らせいただくと、事前に見て歩けるかなと思っております。

熊谷会長 ありがとうございました。じゃそれも含めて次回のみどりの審議会では必ず必要に応じて現地調査をするというようなことにさせていただきたいと、申し送りたいと思いま

す。ありがとうございます。

ほかにございますか。きょうは樹木に詳しい椎名委員が御欠席ですので、特に解除のほうで御質問があればかわりまして事務局がお答えしたいと思いますので。

よろしいですか。

はいありがとうございます。

それでは、保護樹木の指定及び解除については、以上で終了とさせていただきます。ありがとうございました。

◎新宿区みどりの基本計画の改定について

熊谷会長 それでは、本日の2番目の審議事項でございます新宿区みどりの基本計画の改定について御審議をいただきたいと思います。計画の改定について、事務局から説明をお願いします。

事務局担当 それではみどりの基本計画の改定について御説明させていただきます。担当しております三橋と言います。よろしくお願いいたします。

それでは、資料4をごらんください。

まず1番目、みどりの基本計画の改定スケジュールでございます。資料4-1になります。

昨年まで2度こちらの審議会で御審議をいただきまして、まだ計画の一部、データ部分だけではあるんですけども、昨年度に原案という形でまとめました。その後内部検討等を含めました結果を本日改めて御説明をさせていただきたいと思っております。その後まだ不足している地域別の方針であるとか、個別施策を充実、精査をいたしまして、全体的なものをつくりまして、素案(案)を作成して第2回目の審議会にお諮りをいたします。その後、修正を加えて素案という形をとりまして、秋にはパブリックコメントをかけるというスケジュールでございます。その後パブリックコメント等の意見を踏まえて、今年度中には、計画の策定、公表まで行うという予定でございます。

続きまして、資料4-2、みどりの基本計画の原案について御説明いたします。

こちらにつきましては、前回の審議会でお諮りいたしましたものを、さらに詳しくしたものでございます。

まず1ページ目になります。改定の目的でございます。

まず、こちら、最初の段落では、これまでのみどりの基本計画の改定の経緯が書いてございます。最初のみどりの基本計画が平成元年3月に策定をいたしました。その後2度の改定

を経ております。今回改定する基本計画につきましては、今の基本計画の理念は踏まえつつ、その後の新しい視点を取り入れた改定をするということでございます。その新しい視点というのが、まず最初のみどりの基本計画から30年がたっておりますので、その後、社会の変化、あるいは防災への対応、迎える2020年のオリンピックというものがございます。ここにおきまして、まさに公園とかオープンスペースについて、いろいろな利用であるとか活用が求められているところでございます。また生物多様性、あるいは持続可能な開発といった大きな課題というものも大きく取り上げなければいけないというふうに考えております。こうしたことを踏まえて、今回の改定を行ったということでございます。

続きまして2ページ目、計画の位置づけでございます。

基本計画は、これも現在改定をすすめております新宿区総合計画、これの個別計画の1つになります。同時に都市緑地法における計画、あとは新宿区みどりの条例に基づく計画に位置づけしております。同時に今回の計画は、生物多様性基本法で定める生物多様性地域戦略という性格もあわせ持った計画というふうに考えております。

続きまして、3ページ目計画の期間でございます。

1番目、当面の目標といたしましては平成30年から39年までの10年間でございます。

将来の目標といたしましては、21世紀後半を想定しています。現在の基本計画は21世紀中ほどなんですけれども、これまでの実績を踏まえますとなかなか中ごろでは将来目標達成が難しいのかなというふうに認識しておりますので、将来目標を21世紀後半にさせていただきたいと考えてございます。

続きまして、計画の達成と課題でございます。

こちら前回の審議会でお話ししましたものと内容は同じでございます。書き方を多少変えまして各目標の一番目に当初目標実績を設けました。まず緑被率の目標は当初17.47%だったものの1%増を目標としました。実績といたしましては0.01%増とほとんど変わらなかったという結果になりました。

続きまして4ページ、公園の目標でございます。

公園の目標、当初119.3ヘクタールであったものを、10年間で2ヘクタール増を目指しましたが実績としては1.2ヘクタール増にとどまりました。

次に、区民のみどりに対する目標でございます。こちら前回示したものに条件の項目を加えましてどのように変化したかというのを見やすくいたしました。区全体、あるいは自宅周辺にみどりや花があると感じる区民の割合につきましては、ほぼ増減はありませんでした。

昆虫、野鳥などの生き物がいると感じる区民の割合につきましては、多少伸びたかなというところでございます。

続きまして5ページ目、施策の達成状況でございます。

こちら前回は示したものと内容は同じですが、箇条書きの形にして少しわかりやすくいたしました。

まず1番目、「地域の貴重なみどりを守る」につきましては、保護樹木、樹林、移植の支援制度、あるいは落ち葉の回収というものを始めまして支援の拡大をいたしました。また特別保護樹木制度というものを制定と指定を行いました。区民ふれあいの森、おとめ山公園、これの拡張整備を行いました。また、外濠の活用ということで、外濠に菜の花の植栽というのを一部行いました。しかし落合地域の保護樹木の施策という大きな課題があったんですけども、残念ながら有効な手段というのは打ち出せませんでした。

次に、「新たなみどりを増やす」ということでは緑化計画書制度を活用して緑化を推進してきました。公園としましては、内藤町けやき公園を新たに整備いたしました。またみどりの推進モデル地区及び屋上緑化推進モデル地区の指定を新たに行いました。しかしながら、余り数値としては成果が出ませんでしたので今後また内容については精査の必要がございます。

「新宿ならではの特色あるみどりをつくる」につきましては、屋上緑化の助成制度の導入をいたしました。また環境対策課とあわせてみどりのカーテンの設置に取り組みました。また道路整備におきまして、計画に基づいて街路樹の維持管理を行ってきました。また公園につきましては、魅力ある身近な公園づくり基本方針というものを策定いたしました。また玉川上水を偲ぶ^{しの}流れを整備いたしました。

「みどりの啓発としくみづくり」については、東京都や国の計画にあわせて誘導を行いました。またなかなか成果が出なかったものもございます。

続きまして6ページ、みどりの主な課題、これも課題自体は前回示したものと同じでございますが、少し説明を詳しくしております。特に2番目「新たな新宿の賑わいの創出」、なかなか言葉だけではわかりづらいので、事例写真を載せてわかりやすくして新宿の賑わいを高くするためのみどり、オープンスペースの活用を図るということで書かせていただいております。

続きまして7ページ目、みどりの多面的な活用ということで、先ほどの賑わいのブースと似ているんですけども、イベントのほかに公園やオープンスペースをより使いやすくする

ための方策を置かなくてはならないということで、こちらも説明として、国のほうで示している新たな観点、ストック効果を高める、民間との連携を加速する、都市公園を一層自由に使いこなすというような説明を少し詳しく入れさせていただきまして説明を詳しくしました。

まだまだちょっとわかりづらい部分もありますので、表現につきましては今後検討させていただきたいと思っております。

見えるみどりの創出については、前回と変わっておりません、街路樹など、歩いて見えるみどりが欲しいという意見が一番多くということでもあります。

続きまして8ページ目、計画の理念でございます。

前回案といたしまして出したものから潤いという言葉一度なくしたんですけれども、やはり新宿にも外濠、神田川といった貴重な水辺があるということで、潤いという言葉を入れて「潤いと風格のあるみどりで賑わう持続可能な都市新宿をめざします。」、ちょっと長いんですけれども、こういった理念にいたしました。

続きまして9ページ目、計画の目標になります。これも前回お示ししたものと同じ内容で書き方を変えました。

まず緑被率の目標、10年間で緑被率を1%アップします。将来の目標としましては区全体の緑被率を25%にします。ということで現在の基本計画と同じ目標となっております。

次に、みどり率の目標。

10年間でみどり率を1%アップします。将来の目標、区全体の目標を27%にします。こちらでも現在のみどりの基本計画と同じ目標を引き継いでございます。

続きまして、公園の目標でございます。

当面の目標、10年間で新たに2ヘクタールの公園面積を確保します。

将来の目標、公園等の面積を区全体の8%にします。こちらにつきましても現在の基本計画の目標をそのまま引き継いでおります。

続きまして10ページ目、区民のみどりに対する実感についての目標でございます。

こちらは新宿区全体、あるいは御自宅周辺の花や緑があると感じる区民の割合、当面の目標として70%、これも現在の基本計画の目標数値を継続いたしております。

3つ目の御自宅周辺でのチョウやトンボ、野鳥など生き物がいると感じる区民の割合につきましては、前回、今回、若干数字が伸びたということもありますので、当面の目標を現在の40%というところから50%に引き上げをいたしました。

5番目、緑被率の目標につきましては、当面の目標として、緑視率を20%にします。将来

の目標を25%にしますということで、今回、緑視率につきましては新たな目標設定ということで提起をさせていただいております。

続きまして11ページ目、計画の方針でございます。

こちら前回お示ししたものと内容は変わっておりません。多少は表現のほうは変えさせていただきました。

そしてA3の横カラー刷りのものでございます。施策の体系でございます。こちら前回御審議いただいたものを整理いたしました。行動計画、緑色のところにつきましてまず御説明をいたします。

全部で22の行動計画を設定しました。この中で新たなものとしましては、8番目、見えるみどりをつくるということで、区民アンケートでもありましたように見えるみどりが欲しいということに対応しまして、項目として、見えるみどりをつくるという項目を新設いたしました。

また12番、新宿らしいおしゃれなまち歩きをするということで、みどりの量、質の中で花を使って少しにぎやかな感じのみどりの創出というものも考えていきたい、オリンピックもございますし、今新宿駅周辺での開発というのも進んでおりますので、こういったものにあわせて少し華やかな感じの緑化の推進も考えていきたいというふうに考えております。

続きましては15番、公園の活用を拡大するというところで、これが今求められている公園のイベント、あるいは柔軟な活用ということで、新たな項目として掲げさせていただきました。

また、右側のほうの個別施策を重点施策と一般施策に分けて整理をいたしました。その中で重点施策につきましては赤で印が入っておりますけれども、こちらは実行計画と言いますが、平成30年からの10年間、実際の予算も含めた計画というものを今つくっているんですけども、その実行計画に載せている事業であります。これにつきましては、実際にまだ検討中ですが、通れば実際に何年後に幾らの予算を使って施策を展開するという具体的な形になってくるものでございますので重点項目となります。当面は平成30年から32年までの第1次の計画ということで今つくっておりますので、この実行計画に載せているものをこの計画としても重要な項目として挙げております。また、ごらんになってわかるかと思うんですけども、重要施策と言いながら項目に何も書いてなかったりとか、まだまだこちらの個別の施策につきましては、検討、精査が必要なところがございますので、ぜひこんなことをやるべきだというようなことがあれば御審議いただきたいと思います。

また、上から2番目にありますけれども、樹林地保護対象の拡大ということで指定基準の

引き下げというのを検討しております。前半で保護樹木がありましたけれども、その指定基準の引き下げというものも現在検討しておりますので、指定基準を引き下げると助成金ということでお金もかかってきますので、これは現在実行計画ということの中でそれが可能かどうかというのを交渉しておりますので、ぜひこの点につきましても御意見をいただければというふうに考えております。

以上、まだまだ計画としては前半部分だけではございますけれども、原案としてこういった形でまとめさせていただいております。

以上、説明させていただきました。

熊谷会長 ありがとうございます。

この基本計画については、池邊委員に大変いろいろ御協力、御指導をいただいておりますのでございますけれども、今事務局から説明したとおりまだ完全に素案にはなりきってございませんけれども、スケジュールを見ていただくと、平成29年度の第2回と第3回の審議会で2回御意見を伺って、さらに4回目の審議会で成案を得るという予定にしておりますので、大変時間が限られてはおりますが、まだ委員の方には御意見を賜る時間もございますが、本日はまだそういう意味では完全にかたまりきっておりませんけれども、ぜひ忌憚きたんのない御意見をいただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。どなたからでも結構でございますのでよろしく願いをいたします。

それでは吉川委員お願いいたします。

吉川委員 いろいろと細かい御説明ありがとうございます。大変勉強になりました。ただ、私が心配いたしますのは、よく地域の会合には消防署から来まして、いつ起きるかわからない災害、地震がということでございまして、具体的に、例えばドアは半開きにしておけとか、家財道具はちゃんと固定しておけとかございしますが、ここに災害時の対応という改定の目的の中に言葉が入っております。災害時の対応については、緑化の推進についてはわかりませんが、例えば公園での災害時の役割、あるいは災害時樹木はどういう役割を果たすのか、役割があるのか、あるいは害を与えることになるのか、そういう点について災害時の対応についてもう少し詳しくお話を聞かせていただければ時代にあった参考になると思います。統計から言ってもいつ地震が起きるかわからないという消防署の話でございますのでお聞きしたいと思っております。

以上です。

熊谷会長 ありがとうございます。大変重要な御指摘でございますので、事務局のほうで。

みどり公園課長 東日本大震災等もありまして、今回、安全・安心、防犯・防災のことを1つ項目立てとして上げております。

今までの計画では、助成とかちょっとおとなしいものだったんですが、今吉川委員から御指摘のありました公園の防災機能等も含めて1つの項目としてまとめたいと思っております。当然、樹木としては火の延焼防止機能、炎をとめたりとか、そういった機能を物理的に持っております。また公園としては、当然空間で避難場所等になりますし、公園でも現在マンホールトイレであるとか、かまどベンチ、そういった区民の方が避難してきた方が煮炊きしたり、トイレを使ったりと、そういった機能も少しずつつくっております。避難所は学校であります、それを補完するものとして公園も機能していきたいと考えますので、そういったことを総合的に取りまとめて載せていきたいと考えております。

熊谷会長 はいどうぞ。

吉川委員 公園ということでございますが、僕も経験しておるんですが、公園にみんな殺到します。トイレでございます。水が出なくなるんです。それについても何かお考えされているのでしょうか。

みどり公園課長 公園の災害用トイレなんですけれども、水が出ないことも想定しましてためるタイプのトイレと、あと場所によっては井戸から水を流すようにと、そういった仕組みをつくっているものもございます。

吉川委員 ありがとうございます。それでもう1点、日ごろ感じているんですが、確かに大木、大変緑豊かで、いろいろな水分を与えてくださいますが大変ありがたいと思うのですが、余り広くない道の両側にマンションがありマンションの庭に6階建て以上を越すような樹木が何本も茂っているところがございます。ただ何でもないとき、普段の場合はそこを通るとき非常に景観もよく水分を与えてくださりありがたいと思うのですが、今消防署が言っているように、いつ地震が起きるかわからないという立場でそこを通る場合すごく恐怖を感じるわけがございます。その大木がどういう状態に災害のときにはなるか、根が張っているから倒れないで済むのか、あるいは途中から倒れるのか、根から倒れるがその場合道路に直面して大変大きなことが想像されるわけがございます。そういった大木に対する災害時のお考えというのをお聞かせいただきたいと思っております。

以上です。

熊谷会長 はいどうぞ。

みどり公園課長 全ての区の敷地のそういった調査というのはまだできていない状況ですけれ

ども、基本的には根がしっかり張っていれば倒木の危険は少ないと思われませんが、中には傷んでいるものとか中に空洞のあるものとか、そういったものもあると思います。そういった視点で、特に公有地の樹木はまずそういった診断とかをしっかりとしていく必要があると思っておりますので、そういった対策も含めて今回検討して行きたいと思っております。

吉川委員 今お答えで公有地ということはわかりましたが、今マンションが多く建っております、土地が整理されまして、そこに結構大きな木を植えるのでございまして、ところが向かいの道路というのは大体そんな広い道路ではございませんので、災害時の避難道路に指定されていた道等につきましては、非常に倒木と言いますか、大きな樹木に対していろいろ想像するわけでございまして、民有地に対する対策というのはどういうふうになっているのでございましょうか。

みどり公園課長 現在ちょっと系統だつて行ってはいないところなんです、当然こちらが危ないと思われるものは、ちょっと少しそういった注意を行ったりとか、そういったことはしている段階です。そういったシステムも含めて、今回検討したいと思っております。

吉川委員 よろしくお願ひしたいと思ひます。

熊谷会長 ありがとうございます。今回の基本計画の見直しについては、今吉川委員の防災の観点からの留意に十分に配慮するようにお願ひしたいと思ひます。

ほかにかがでしようか。

斎藤委員お願ひいたします。

斎藤委員 説明ありがとうございます。ちょっとこれをプラス、マイナスを見ていて、それと保護樹木というのは、大きなとか巨木を対象にしているわけですがけれども、もちろん私新宿の自然を見ているわけじゃないので想像で言っているんですけれども、古くから100年、150年とか残っている樹木というのは、それなりにそういう場所があったからで、今おっしゃるようにマンションとかいろいろな開発が進む中で、大きくて残っているので立派なので残してくるのだと思うんですけれども、やっぱりみどりのタイプというのを変えていかなきゃいけないという部分はあると思うのです。なので古い樹木に頼るという言い方はあれなんですけれども、新しくまた150年、200年のものを育てるということはなかなか難しいと思うので、そのあたりがちょっと行動計画を立てて横に展開をしていく中で幾つかのことが組み合わせていくと新しいタイプのみどりに対して将来目標というところで、10年間じゃなくて、もうちょっと先の目標のときには、そのあたりの組み合わせが必要なかなと思っております。こんなことは多分十分検討されていることだと思うんですけれども、そのあ

たりが区民の方にももう少しわかる形だと、将来目標というのも単なるプラス幾つという目標じゃなくて具体的にどういうことなのかなというのが少しわかりやすくなるのかなというふうに感じました。

熊谷会長 ありがとうございます。実は今ちょっと話題になっていた吉川委員の防災とか、災害時のみどりとか、あるいは将来にどのようなみどりをつくるかというのは、このところ大変いろいろな意味で研究も、技術も進歩しております、1つは阪神淡路大震災と、それから東日本大震災で大変大きな災害をこうむったということで、これで造園界の研究者がそこに大変精力的な調査を行いました。特に阪神淡路大震災の直後、あそこの県知事だった貝原知事というのは、復興じゃないよと、単なる復興じゃなくて、創造的復興をするんだという言葉が使われて、まだ創造的復興をずっと持続しております。残念ながら2年前貝原知事はお亡くなりになったんですけれども、今でも新しいその後の井戸知事がそれを引き継いでやっております、創造的な復興というのは、災害時、あるいは非常に危険なところに、みどりをどういうふうに配置し、どういうふうに育てていくかというような観点、今大きな課題になっております。

それから、私が余りしゃべっちゃって申しわけないんですけれども、先ほどちょっとマンションの前とか、いろいろなところの話出ましたけれども、大分もうたちますけれども、都市の再開発の中で、建築基準法とかいろいろ手法を見直して、公開空地というのをやたらつくって、大きな高い建物の前には、高くしてやるかわりに前面に広場を設けて、そこには樹木を植えろというようなことで、これについても一時はただ植えていたと思いますけれども、最近は大分防災の観点から、樹種を選んで、それから植栽の方法もきちんと根を張らせて、植えますなんかの大きさも検討しますし、それから場合によってはワイヤーを張って倒れないようにするとか、そんなこともございますので、この辺について専門家の御意見も伺ったらいいかと思いますので、興水副会長、池邊委員、斎藤委員にはぜひ質問じゃなくて、これがどのような新しい方法があるのかというような助言をいただけたらと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、興水副会長から。

興水副会長 今、東京都の知事がしきりにおっしゃっていることの1つに無電柱化という話をしきりにおっしゃっていますよね。それはどういう目的かというと、それは大きな地震が起こったときに電柱が倒れてくるんです。避難路が全部ふさがれちゃうと。コンクリートの電柱ですからこれは片づけるのとっても大変なんです。片づけちゃったら電気というライフライン

インをどうするかという話は必ず出てきますから大変な問題でして、どんどんどんしなきゃいけないだろうけれども、要するに無電柱化、架線の地下化をやるという。それは昔の方法ですと大変お金がかかって手間もかかったですけれども、今パイプで電線を通して、割とそんなに費用がかからないでできる技術が開発されて、それは電柱の話なんですけれども、じゃ樹木のほうはどうなるのかというんです。落下物から人を守るというんでしょうか、これについてもいろいろな物理的な実験なんかもやっていて、どういう樹種が落下物に対してどうなのか、もちろん完全に樹木で人の命を守れるわけではないんですけれども、大げとか大事故に対しては樹木が相当効果は発揮するというので、どういう樹木だったら、特にこういう都市部ですと上から看板が落っこってくる、ガラスが落っこちてくるという、とんでもないことが起こるので、それをいつときでもやわらげてくれる、重大な致命傷にならないようにするということと、それから避難路を確保するという、樹種と落下物に対する強さ等、いろいろな意味での樹木の防災効果。

それから吉川委員が心配されるように、もっとひどくなったら樹木も加害者になるので、樹木が倒れる枝も折れる、下を歩いている人を傷つけるということも起こり得るわけです。ですからどの程度の災害のときに防いでくれるのか、あるいはどの程度以上になったら危険物になるのかというあたりの見きわめですね、これをちゃんとチェックして災害のときのハザードマップ、マップをつくったからと言ってすぐ安心というわけではないんですけれども、覚悟をするときの予備情報として知っておく必要があると区民の方は、そういうことも本気で取り組まないといけない。ただ漫然とこんなことになるんじゃないとか、緑があるといいなとかって、そういった話ではなくて、災害に関しては本気で描かないといけない問題なんだと、それについてもやっぱり少しずつ研究は進んでいますし、区のほうでも、多分本気で考えておられるような話で、余り区民を脅かすといけないので外に出せない部分もあるんでしょうけれども、やはり区民の方も真剣に考えてもらいたいと思います。

どこを歩くと電柱の上からトランスが落っこちてきて歩いていたらつぶされちゃうとか、もし道を歩いているときに揺れたらばどっち側に逃げたらいいとか、やはり本気で考えておかなきゃいけないと思います。そういう問題だと思うんです。ちょっと個人的な感想的な意見があったかなと思います。

以上です。

熊谷会長 ありがとうございます。

池邊委員お願いします。

池邊委員 最初にちょっと御説明あった資料なんですけれども、やはりすごく面積率の話ばかりで、古いみどりの基本計画の体裁がすごく出てきてしまって、私は、少し途中で新宿らしいみどりの話とか、あとライフスタイル、特にライフスタイルを変えるようなみどりにしていけないと、という話をちょっと強調させていただいたかと思うんですけれども。

今、防災の話もありました、皆さん感じられているかどうかかわからないんですけれども新宿の都市構造って今東京オリンピックに向けて港区や千代田区やいろいろなところがどんどん新しくなっている一方で、新宿は、例えば新宿中央公園のほうも高度成長期にできた立体的な都市がそのまま残っていますし、至るところで、熊谷会長のおひざもとの飯田橋あたりはどんどん新しい、きれいなのが建っているんですけれども、病院もきれいになったり、うちのまわりも病院、国際医療センターも、女子医大もみんな変わりましたけれども、ほかのマンションやなんかやはり1970年代ぐらいにできた非常に古い形の立体的にちょっと擁壁が上がっていて、その上に緑があるようになっている、段差も多いですし、非常に都市構造的には古いものがそのまま残っているまちだと思うんです。そういった意味では、さっきおっしゃられるような防災公園のような広いものがあるわけではなくて、みんながそこに避難すれば助かるというものでもないので、やっぱりもう少し地域のみどりを、今日は量ばかりの話なんですけれども、質の話に変えていただいて、近くの公園が変わった、そうすると今までみどりに来なかった、公園に来なかった人、公園に来ている人はもう私いいと思っているんです。でも公園があっても公園に来てないお母さんたちもいらっしゃるし、公園が高齢者しか来てないような公園もあります。そういうところが逆に公園がきれいになった、あるいはちょっと変わったねということによって新しい公園に来る人たちをふやす。

なぜかという、熊本に行ったときに、熊本は各公園に老人憩いの家があって、多くの方がその公園にいつも行くようなライフスタイルができていて、集合住宅の新しいマンションの方も行けば、戸建て住宅の方も行くということで、非常に地域の緊密な見守り状態ができています。ですから私はみどりの基本計画を変えるというのは、地域のコミュニティーの絆をもっと変えることができると思うので、新宿はもともと歴史的なものもありますし、ちょっと歴史の部分がなんか早稲田や神楽坂やいろいろあるのに、ちょっと入ってないなとも思いつつ、もう少し皆さんのコミュニティーを緊密にできるようなみどりというのでしょうかね、そういう部分を強調していただくと、ひいて言えば防災のときにもみんなが見守りができるというようなことにつながるのではないかなというふうに思っています。

それから、やはり質の話では、美しいという言葉が全然入っていないので、やっぱりみど

りというのが、実はこの前、毎日新聞でみどりの公園コンクールの小学生のをやったんです。そうしたらみどりというのはすごい色々な色でみんな子どもたちが描いています。でもこのみどりの基本計画を見ると、例えば駐車場の緑化というのだと、茶色と緑しか出てこないんですよね、緑被率とかっていうと。そうするとやはり樹木だけの緑だけではやっぱり新宿は潤いがないのでもっと花も含めてですけれども、魅力的な、若い人たちに愛されるような、やはり景観的に美しいみどりのあり方、それによって通る道だとか、それから防災上で集まれる場所だとか、そういうものがライフスタイルを変えていくというような、何かそういうみどりになってくれるといいなと思いますので、ぜひそんなような観点を入れて、私も入れていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

熊谷会長 ありがとうございます。

では斎藤委員。

斎藤委員 私は余り専門しかやってないものですからあれなんですけれども、やっぱり計画を立てていくときに、さっきも言ったんですけれども、10年という単位でももちろん考えるんですけれども、もっとその先のことというのは、私いなか新潟なんですけれどもやっぱりほかのところでも保護樹木とか、樹木医さんがいっぱいいて一生懸命やっているんですけれども、そもそもそれが存在している場所というのが、未来永劫とかそういうどんどん次から次へと世代交代するような、育つような場所ではないもんですから、やっぱりその辺のこととのすり合わせというのをやっぱり区民みんなで共有しないと、専門家だけで一生懸命研究していてもなかなか実際の現場はいかないんじゃないかなということもありますし、興水副会長のように人工の基盤とか、そういうところの研究も必要だし、池邊先生みたいにみどりというか非常にイメージですよね。でもやっぱり1つのイメージがないとみんな自分が何をやっていいのかというのが想像できないので、これやりなさいと言われると、私にはこれができないので関係ないなというふうに思っちゃうものですから、やっぱりその辺のことを少し組み合わせて、ぜひ計画のほうに組み入れていただけるといいのかなというふうに感じております。もっと勉強させていただきます。よろしくお願いします。

熊谷会長 ありがとうございます。

ほかにどうぞ御意見、藤田委員、引き続いて鶴田委員ですか、お願いしたいと思っております。

藤田委員 私ども今都市の緑研究会というのをつくって、どういうメンバーが入っているかという、日建設計の人とか、それから三井の人とか、それをリタイアした人、それでその人たちが今から40年もっと前に設計した木が今危険な状態になっているということで、ちよっ

とこれ考えなくちゃいけないなというのでできた会なんです。そうすると街路樹なんかもう巨大になり過ぎて植えますをはみ出しちゃっていると、そういうのが結構出てきていて、これからどうしていこうかというのをその研究会でもっともんでいこうよという話に今しています。

それと、国道は全部今無電柱化を進めています。そこでやはり一番問題なのは、街路樹をどうするか、無電柱化するとそれを地下に入れるので根張り空間がより少なくなってしまうというところがありまして、今グリーンインフラとか、ストーブウオーターマネジメントという考え方で、地下をもうちょっと根を張れる空間に変えて行こうというそんな動きも出始めてはいます。まだまだ、出始めたばかりでそういったものが現実のものになってないというのがあるんですけども、そういったところと交流をしながら、よりよいものをつくっていけばいいのかなというふうに思っております。

それともう一つ、マンションで緑のカーテンとかそういうのをやろうと思っても皆さんどういうふうにやっていいのか、どういうマンション構造になっていけばできるのかということがわからなくて現実にそういうみどりのカーテンをつくれる構造のマンションをつくったんですけどもやっている人は1割にいかないとか、そういうのもありまして、もうちょっとそういうのの啓蒙する、そんなものもあったほうがいいのかなというふうに思っております。

以上です。

熊谷会長 ありがとうございます。

鶴田委員お願いいたします。

鶴田委員 ありがとうございます。非常に大きな計画ですので、また最初のほうにも生物多様性地域戦略やらSDGs（エスディーゼズ）という持続可能な開発目標も絡めたということで、非常に長期のビジョンになっているかと思います。持続可能な開発目標というのは、今国連のほうで提唱して17の目標をやるということで緑なんかの話で言うと陸域の生物を守るとか、14番とか15番という生物多様性のものにももちろんかかわってくるんですけども、同時にSDGsの中では、例えば健康とか貧困とか、そういったものも同時に解決していかないと、世の中持続可能な社会になっていかないというようなお話になって、先ほどから出ています災害の問題ですとか、あとやはり日本がこれから超高齢化社会に向かっていく中で健康というものもすごく大きいものが重要なものになってくると思うので、やっぱりこのみどりが、メンタルとしても、体力としても、健康を維持するのにものすごく大事であるとい

うことの強調ですとか、それから、先ほど文化的なことでもみどりの活用ということで、寺社仏閣の周りには、イチヨウの木なんかがよく植えられています。やっぱりそれは木造建築を火災から守ってきたというふうな歴史があったりとか、そういうことというのもみどりの持つ文化的なサービスとともに私たちの命を守るために果たしてきた役割みたいなことで、そういったものと一緒にアピールしたり普及啓発したり、マップづくりみたいなときにそういうストーリーなんかも入れていくと地域のみどりとしての愛着が出てくるかなと思いました。

施策の体系の中でも生物多様性のことについては、特に地域の貴重な緑を守るというところと、新宿ならではの特色あるみどりをつくるというところに書いてあるのですが、いろいろな花の名所づくりとか、花壇をふやしていくという中で、やはり市民が身近で一番取り組みやすいようなことにはなってくるかと思うのですが、最近、自然保護の話でもちょっと気になっている、例えばナガミヒナゲシというオレンジのケシです。あれは、見た目きれいなので結構普通に植えちゃたりする方が多いのですが、やっぱり相当な侵略的な外来種だったりしてほかの植物を枯らしてしまったりとかして、やはりいろいろな新しいみどりや新宿らしいみどりをつくっていく中で外来種に対する普及啓発も同時にやっていくということが生物多様性地域戦略の中では非常に大事なかなと思いますので、そのあたりを強調お願いできればと思いました。

熊谷会長 ありがとうございます。大変貴重な御意見を賜りましたけれども、前から私は申し上げていたのですが、このみどりの審議会は、みどりを本気になって考えていくと、まさに都市の問題であり、それからコミュニティーの問題であり、それから対象の植物、あるいは生物だけじゃなくて人間そのものを考えるということで、本来ならば都市計画、あるいは場合によっては新宿区計画の総合的な計画の中心的な、あるいはみどりということで言えば新宿の計画全体を取りまとめるような立場にいるんじゃないかと、その取りまとめるという本当の意味での全体性を一番担保できるのは景観だと思っているので、特にこの景観審議会は、ぜひみどりの審議会の意見をよく聞いて、あるいはこちらの意見を向こうへ申し上げるといふか、反映させるような、そういうような新宿区の中での計画の横のつながりの中にきちんとみどりの基本計画を位置づけていただけたらというふうに、これはぜひ強く、私からも次期の14期へ申し送りたいと思います。

なんでもかんでもできる部署というのはないわけですから、そうなる横のつながりをいかに生かしていくかということですので、先ほどからいただいた委員の方々の御意見の中に

も、ほかのところできちんと配慮してもらえればかなり先へ進むような気がいたします。

それともう一つは、欠けているなというふうな御指摘があったのは、今の御三人の専門家の御意見も賜って、やはり再認識したんですけれども、結局、基本計画というところ、守る、それから守って育ててふやす、つくる、こういうことに重点があるんですけれども、それはもちろんそうなんですけれども、実際に生き物であるようなみどりとかは、管理の問題がものすごく重要で、いかにつくったみどりを面として管理して正常な状況に保っていくかということも非常に大きな特徴だと思うので、そこについて何か計画の中に、専門家は当たり前前と思っていますけれども、区民の方にわかるように、そこできちんと責任を持ちますよというような、そういうようなスタンスがあってもいいかなというふうに思っております。

御意見多分おありの方が皆さん私のほうをにらんでおりますので、渡辺委員何かございますか。

渡辺委員 特に私やっていることは地元のことをさせていただいているんですけれども、まず緑化でプランターを植えたりしたりしますよね。でも区長さんの話で、この地にもっともっと観光客を呼びたいとおっしゃっているんで、まず私はインフラの整備ということを申し上げて、先般もそのことを申し上げましたら、北町の交差点すごく歩きづらかったんです。そこは笹笥の前所長さんのお力添えで土木課の方に直していただいて、すごく歩きよくなって、通学時としても、災害時としても吉川さんのおっしゃったことに添えると思って、まずみどりをふやすばかりじゃなくて、インフラの整備ですか、地面の整備、私たち高齢者に歩きやすいとか、見通しやすい、それですっきりしてお店の前に何か出てないとか、家の前にプランターを外まで出さないとか、そういうことをまずしていきたいなと思っております、私は今公園のサポーターをしております。

熊谷会長 ありがとうございます。引き続きこの計画については池邊委員には主体的にかかわっていただくようお願いをしておりますので、あとは、きょう御意見をいただいた中でいろいろなアイデアを持ち、あるいは今までの御経験をお持ちの委員の方たくさんいらっしゃるんで、そういう方には基本計画をつくる中で、あと2回、3回の審議会の中だけじゃなくて、その中間にも事務局のほうからお知恵を拝借にお伺いするなり、何なりさせていただいたときに御指導いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。鶴田委員、藤田委員、小島委員、よろしくお願ひいたします。吉川委員もぜひよろしくお願ひします。

繰り返しになりますけれども、実は、これ今までのマスタープランの中でも、目標値というのを定めなきゃならないと、そうするとみどりをみどり率でも、緑視率でも、あるいは緑

被率でもふやさなきゃいけないです、目標というのは、なぜか日本の計画は。そうするとどう考えても倍増というようなことは無理なので、大体落ち着くところは1%なんです。1%というと、新宿区においては非常に実現困難な値で実績を見ていただくと0.01とか、0.1とか、今の金利と同じようなこれはマイナス金利になるかどうかというようなところで、そうすると皆さんからいただいたように、質とか、それから新宿区の構造をできるだけ変えていくというようなところまでこのプランが示唆的なことが言えればいいかなと思いますので、ぜひその辺も踏まえて、御意見をちょうだいしたいと思います。私から本当にお願ひしたいと思います。

ほかに何か、よろしいでしょうか。

小野委員何か御発言がおありでしたら。

吉川委員お願いいたします。

吉川委員 今、いろいろ総合的なお話が出てまことにそのとおりでと思いますが、実は新聞記事で報道されておまして、これから先、大変心配なことがあるそうでございます。

これどういうことかと申し上げますと、新聞記事に報道されていたこととございますが、在来ではなく外来種のクビアカツヤカミキリ、首の赤いカミキリでございます。その昆虫が生息範囲を広げていると、特にサクラの木を食い荒らして、衰弱させ枯死に至るということとございまして、これ確認されているのは東京都、または群馬、徳島、栃木、大阪府、確認されております。

これに対する対処といたしましては、効果的な専用の農薬が現在開発されていないということとございまして、環境省が大変重く事態を見ております。環境省といたしましては、そういう環境とございますので有識者会議を開き、この昆虫の特定外来生物への指定対策を進めていきたいという記事が掲載されてございました。このことに関しまして、新宿区も多くのサクラの木がございまして、また名所とございます。将来、オリンピックを控えてございまして、オリンピックで外国のお客様は大勢いらっしゃいます。そのときみどり豊かなサクラを害虫で失われてしまうのは大変残念でございます。そういった意味におきましてこれについての兆候は観察されていらっしゃると思いますので、どうかということをお聞きしたいと思うわけでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

熊谷会長 ありがとうございます。

それでは本日の審議時間もあと10分ほどになってまいりましたので、小野委員、特に何かおありでしたら、なければ別に結構ですけれども。

小野委員 施策の体系の重点政策の中に4番、桜のライトアップというふうにあるんですけども、神田川の桜のライトアップかなと思うんですが、ことし初めてだったかと思うんですけども、近隣に住んでいる者としてすごくよかったと、本当に感想を持っております。警備の方もついていらして、新宿に住んで20年ぐらいになるんですが、こんなにきれいな桜のお堀があるのに何で夜は人が歩いていないんだろうなという、お昼はすごくたくさん見えているんですけども、もったいないなとずっと思っていたので、ことしはライトアップがされて人出も多く、写真もたくさん撮って、恐らくはSNSとか、そういう情報で広く発信されたのではないかなと思ひまして、老若男女問わず、これはいい施策だなというふうに思っております。一感想です。

熊谷会長 ありがとうございます。お叱りの多い御意見ばかりの中で大変おほめのことをいただきました。ありがとうございます。

◎新宿区生き物調査の結果について

熊谷会長 それでは、よろしければ、新宿区生き物調査の結果についてということで、次に報告事項がございますので、多分この報告の中で吉川委員の御質問にも答えることになるかと思ひますので。

新宿区生き物調査の結果について、事務局から報告お願いいたします。

事務局担当 それでは、新宿区生き物調査について御説明いたします。

ちょっと資料が一部配付漏れがございますので現在配っております。

新宿区生き物調査につきましては、平成28年度、昨年度6月からことしの3月まで行いました。新宿は広いんですけども、主要な場所である新宿中央公園とおとめ山公園、そして神田川の周辺で行いました。

区としては一度20年前に調査を行っておりまして、その後行っていなかったんですけども、今回改めて調査をしてその比較等も行っております。

資料のほう、資料6をごらんください。

1ページ目に調査位置が書いてございます。調査箇所としては、この3カ所ですけども、その他の箇所については文献、あるいはヒアリング等での調査ということで行っております。

また、今回調査した確認、調査した資料の中で特に貴重なものというものを注目すべき種、また、先ほど出ました外来種というものも別にピックアップして種数の確認を行っております。

ざっと説明をいたします。

まず植物につきましては、全部で711種確認をされました。貴重な注目すべき種としては28種、外来種111種等ございました。注目すべき種、新宿区内では、高木につきましてはほとんどが植栽種が多かったということがございます。また、草本につきましては、関東によくある草本種、注目すべき種としてキンランが現地確認されております。また、今回現地確認はキンランだけがあったんですけれども、同時に周りにはギンランであるとか、そのほか貴重な種が幾つか見つかっております。

哺乳類につきましては、今回の調査で6種見つかっております。アズマモグラ、アズマコウモリ、ドブネズミ、アライグマ、ホンダタヌキ、ハクビシンということがございます。特に、最近、タヌキ、ハクビシンというのが分布を拡大しております。20年前に調査をしたときは、タヌキもハクビシンも確認されませんでした。ですので、ここ十数年で急激に広がってきたということがございます。また最近、アライグマの拡大というのも進んでおりまして、調べたところ公害対策係のほうで害獣駆除として報告が1件と実際の捕獲が1件あったということでアライグマも新宿まで拡大をしてきているということがわかりました。

続きまして4ページ、鳥でございます。全部で120種確認されております。文献調査というものが若干古い文献もございますので、かなり種数は多くなっております。貴重な種としてはタカ類がかなり多く確認されております。実際にタカの場合、鳥の場合はかなり通過もありますので上空だけの確認ということも多いので、必ずしも貴重な種が新宿区内で繁殖しているというレベルのものではございませんけれども、貴重とされる種も確認されております。また鳥の外来種というのも数種類確認されております。

続きまして両生類・爬虫類、いわゆるカメとかヤモリ、カエルといったものがございます。全部で17種確認されております。またアマガエルなどの貴重な種も確認されております。外来種としては、カメ類です。ミシシippアカミミガメはもちろんなんですけれども、神田川の河川調査でチズガメというやはりペットとして輸入されたものが神田川にもいたという結果もございました。

続きまして5ページ、昆虫でございます。全部で743種確認されました。注目すべき種としてはチョウトンボであるとか、これはなかなか見る機会もない、タマムシなんていうのも意外といるところにはいるということで20種類ほど注目すべき種も確認されております。外来種に関しましては、昆虫も多く外来種に入ってきておりますので22種確認されております。特にここにありますアカボシゴマダラというチョウなんですけれども、これは外来で関

東に入ってきて、今関東でふえ続けているチョウになります。また昆虫のほうでの注目すべき点としましては、温暖化の影響も言われているんですけども、クマゼミ、ナガサキアゲハ、ツマグロヒョウモンといった昆虫が、本来南の昆虫なんですけれどもこういった昆虫が北上を続けております。関東にも入り、今はこういったものが東北にまで進んでおります。こうした南方系の昆虫も新宿でも確認をされております。

続きまして、水生生物でございます。これは神田川の区でやっている調査プラスおとめ山の池の調査になります。全部で26種確認されました。注目すべき種としてはメダカ、ドジョウといったものが確認をされております。外来種、これも実際は飼育品種ですので外来種になりますけれども、そのほかキングョ、グッピーなんていうのも実際神田川では過去に捕獲経験があります。

また一度目撃情報なんですけれども、スポットドガーという外来のペットのものが神田川でも確認をされております。これはまだ一度確認されただけなので、その後、越冬しているかどうか、まだいるのかどうか確認されておられませんけれども、やはりこうしたものが新宿でもふえているということでございます。

あと6ページ、また底生生物といいまして、水の中の魚以外です。アメンボとか、エビとかいうものでございます。全部で49種確認されております。注目すべき種としては、オニヤンマのヤゴであるとかテナガエビ、サワガニ、あるいは同じアメンボでもシマアメンボというちょっと特殊なアメンボなども確認をされております。外来種も多く入っておりまして、やはりペットで輸入した特にエビ類がやはり神田川等にも入って数種類確認をされております。

続きまして、指標種の選定ということで今後、区民参加によるモニタリング調査というものも考えているんですけども、その際に何を注目して見るかということで、今回の調査結果を踏まえて減少を今続けているタマムシであるとか、カントウタンポポ、アマガエル、あるいは外来種であるミシシippアカミミガメ、アカボシゴマダラ、セイヨウタンポポ等、あるいは今、先ほど言いました北上して分布を拡大している昆虫類や植物、あるいは身近な種である鳥や昆虫、植物などのうち観察がしやすく、判別がしやすいもの、というものを20種ほど選定をいたしました。カモ類ということは、実際この中に何十種類もいるんですけども、こうしたものを踏まえて今後モニタリングとか、これをきっかけとした自然への興味を持ってもらいたいと考えております。

また、この調査結果を踏まえて先ほど後からお配りいたしました「新宿生き物ガイドブッ

ク」というものを作成いたしました。こちら概要版という形にもなるんですけども、新宿の生き物の探し方、あるいは新宿の過去・現在・未来といったものの説明のほかに、メインは生き物ごよみということで全てではないんですけども、見られた生き物を一つは四季、1年をとおしていつごろ見られるかということと、あとこれイメージなんですけれども円の中心が地面に近いほうで、外に行くにしたがって空に向かうものというようなイメージでつくっているんですけども、こうしたことで生き物への興味を持ってもらいたいというふうに考えております。

また、わかりづらいんですけども、先ほど言いました指標生物につきましても赤、黄色、青、緑という丸をつけて、指標生物につきましても表示をしておりますので、こうしたものを今後も活用しまして、モニタリング、あるいは観察会というものを、あるいは環境学習、というものを行っていきたいというふうに考えております。

以上、説明をさせていただきました。

熊谷会長 引き続いて。

事務局担当 引き続き、クビアカツヤカミキリについて説明をします。

非常にやっかいな害虫でして、5年前に初めて日本で発見をされまして、2年前、東京都でも見つかりました。ただいまのところ、新宿区においては発見をされておりません。

左側が生態です。体調は3センチから4センチぐらい、首の部分が赤くなっていて、つやがあるのでクビアカツヤカミキリという名前がついています。

右側フラスと言いましてカミキリムシが木の中に入って行って、入っていくときに木のかすが出てくるわけです。それと虫のふんと混ざってああいうものが出てきます。ですからその木に虫がついたかどうかというのはフラスの状況を見ればわかる。ただこういうものを出す虫はほかにもいるんですけども、サクラでいうとほかにコスカシバというガの一種が出るんですけども、ちょっとフラスの形、粘りとかが違うので見分けがつくと思います。

新宿で見つかってないんですけども、私は東京樹木医会という東京の樹木医で構成している会があるんですけどもそこに所属してまして、情報交換を盛んにやっています。いつ、どこで、どんなものが出ていたかなというところで追っかけているわけですけども、今のところ新宿では大丈夫ですけども、この虫が出ると必ずと言っていいほど木は枯れてしまいます。何でもつくわけではないようで特に高齢の樹木だったり、衰弱している樹木につきやすいというような報告があるようです。日本では今のところサクラがほとんどで、桃も少し出ているみたいですけども、世界的に見るといろいろな樹木、柳類ですとか、ナラ

類にも発生をしている、日本ではまだ聞かれていないということです。

環境省の、先ほども吉川委員がおっしゃっていましたが、今の時点では、我が国の生態系等に被害を及ぼす恐れのある外来種リストというものには登録されています。特定外来生物ということなんですけれども、それには今パブコメをやっていて、来月かその次ぐらいには特定外来生物に指定されるのではないかなということです。これを見つけたら新宿区内であればすぐ情報提供をしていただいで私ども見に行くんですけれども、見にいったそれが確認されると東京都なり国の環境省に報告するような手はずになっております。

先ほども吉川委員が言っていましたけれども、特効薬は今のところはない、穴を見つけたら針金を突っ込んで刺してつぶすか、そこから注射状の薬剤を入れる、普通のカミキリムシを殺すような薬剤を入れるというようなことです。

これは、見つかった木の根元から1メートルぐらいのところに網を巻きまして、成虫になった虫が飛び出さないようにする。それを見つけたらそれをすぐ殺してしまうというようないわゆる対処療法です、それをやっているところはあるみたいです。そんなところです。

あと余談ですけれども、世間には不届きな昆虫マニアという者がおりまして、珍しいものですからクビアカツヤカミキリを高値で取り引きをしているというような情報もあります。1匹5,000円ぐらいで取り引きをしているというようなことは聞いたことがあります。

以上です。

熊谷会長 ありがとうございます。

今の生物に関する報告について何か御質問なり御意見ございますでしょうか。

吉川委員お願いいたします。

吉川委員 大変よくわかりやすくありがとうございます。これで終わったというわけではなく、これからだということでございますので大変タイトルのみどり豊かな香りのテーマがございまして、ぜひそれにふさわしいあれにするためにこれからも注視していかなきゃいけないと思いますので、オリンピックも近づいております。ぜひ外来のお客様も見えますので、新宿は区民のためにもみどり豊かな景観のいいまちを紹介したいと思いますのでよろしく御支援をお願いしたいと思います。

以上でございます。

熊谷会長 いかがでしょうか。

鶴田委員何かありますか。

鶴田委員 今後、計画の中でも区民の皆さんのモニタリングというのも盛んになるということ

ですので、やはりこの資料集をしっかりと見ていくというのはすごく今後の、先ほど会長もおっしゃられました将来の新宿がどのような自然に囲まれているかというのを区民の皆さんも一緒にビジョンづくりをしていくのを一番のベースになるものがあると思いますので、私たちもお手伝いできることがありましたら喜んでやりますのでお声がけいただければと思います。

熊谷会長 はいどうぞ。

吉川委員 大変ありがたいお言葉をいただきまして、私どもエコライフ推進委員というのは新宿区にございまして、生き物ということで新宿はどんな生き物がいるかということで10年ぐらい前からそれぞれ委員が観察をしております、写真で撮影いたしまして、写真を撮ったところを地図上に張りまして、この場所にはこういう生き物がいたということをマップでこさえてございます。ちょうど6月3日にエコライフ祭りが環境学習情報センターでございます。そのときそのマップを展示したいと考えておりますので、区民の全員じゃございませんが有志でそういう運動もしておりますのでお耳に入れて、ぜひお暇がございましたら、6月3日に環境学習情報センターへお越しいただき、皆さんの委員のご苦勞を見ていただければ幸いです。

以上でございます。

熊谷会長 ありがとうございます。今、確認しましたけれども、国はもちろんですけども、都にはちゃんと自然環境部というか、そういう扱うところがありまして、新宿では環境という清掃とかそっちのほうに行っちゃうので、こういうような自然の環境の非常に膨大なデータの整理なんかは実はみどりの課に来ちゃって、だから公園、みどり、自然環境部かなんかにして、これから。課員を3倍増ぐらいにして、予算は10倍増ぐらいにしないととてもできないので、これも委員の方もし御縁があったら区の幹部の方にぜひ言っていただきたいと思います。新しくこういう生物多様性という基本法ができちゃったのでみんな、各自治体大変今それを苦勞されて、いろいろなところで分けて無理やりやっているところが多いんですけども、やっぱりそれに対応できるようなきちんとした部局を区の中にもつukらないといけないかなとも思いますし、いずれにしましても今のところ、このみどりの計画課と言いますか、みどり公園課がその窓口になっておりますので、その辺も一生懸命やっていただきたいと思います。

何かほかに御意見ございますか。

よろしいでしょうか。それでは、また残りました御意見がございましたら、後ほどでも結

構でございますので、ぜひ事務局のほうにお電話なり、あるいはファックスなり、メールなりで、お問い合わせなり、御指摘をいただけたらと思います。

それと、繰り返しになりますが、委員の方にはいろいろ事務局からお問い合わせしたときには、ぜひご協力をお願いしたいと思います。

それでは時間も10分ほど過ぎましたけれども、これで本日の、29年度第1回の審議会は、終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

◎連絡事項

みどり公園課長 最後に連絡事項だけちょっとさせていただきます。

次回の審議会8月以降を予定しておりますが、現在のみどりの推進審議会の第13期の委員の任期につきましては、先ほど会長からお話もありましたとおり、29年7月末までとなっております。8月1日からの第14期の委員につきましては改めて区長から委嘱させていただきたいと思っております。事務局といたしましては、今のみどりの基本計画の改定の御審議を引き続きお願いしたいということもございまして、今回はできる限り今の委員の方に再任をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。改めて御協議させていただきたいと思っております。

本日はありがとうございました。

◎閉会

熊谷会長 どうもありがとうございました。

午後零時11分閉会